

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第一部 労働者状態

IV 労働者の生活構造

4 標準生計費

人事院の標準生計費

これは国家公務員の労働基本権制限の代償措置としての人事院の給与改訂勧告を作成するうえでの参考資料として算出されている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八三年四月の世帯人員別生計費は、全国の四人世帯で二万九一〇〇円となっている(第38表)。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費を生活保護基準といい、この最低生活水準を下回るものにたいして所得補充がおこなわれる建前となっている。東京など大都市(一級地)の生活保護標準世帯(三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人)にたいする一九八三年度の生活扶助額は、月額一四万八六四九円、これに教育扶助一六三〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算され、さらに、学校給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保険料、通勤費等の実費が控除される(第39表)。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)